

4 発達障がいに関すること

(1) 発達障がいとは

「発達障がい」は、障がいの困難さも目立ちますが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障がいです。そのため、身近にありながら社会の中で十分に知られていない障がいでした。近年の調査では発達障がいの特徴をもつ人は稀な存在ではなく、身近にいることがわかってきました。

「発達障がい」は次のように定義されています。

- ・ 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害
- ・ 学習障害 (LD)
- ・ 注意欠陥・多動性障害 (ADHD)
- ・ その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

(平成17年4月1日施行「発達障害者支援法」より)

各障がいの特性と関係

発達障がいとは…

知的な遅れを伴うこともあります

それぞれの障がいの特性

広汎性発達障害 (PDD)

(自閉症、アスペルガー症候群を含む)

※DSM-5では自閉症スペクトラム障害 (ASD) という

- ・ コミュニケーションの障がい
- ・ 対人関係・社会性の障がい
- ・ パターン化した行動、興味関心のかたより
- ・ 不器用
- ・ 感覚のゆがみ

注意欠陥・多動性障害 (ADHD)

※DSM-5では注意欠如・多動性障害という

- ・ 不注意 (集中できない)
- ・ 多動・多弁 (じっとしてられない)
- ・ 衝動的に行動する (考えるよりも先に動く)

学習障害 (LD)

※DSM-5では限局性学習障害という

- ・ 「読む」「書く」「計算する」などの能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

この概念図は、厚生労働省作成リーフレット「発達障害の理解のために」と、DSM-5を参考に作成しました。DSM-5とは、アメリカ精神医学会の精神疾患の診断・統計マニュアルで、近年、日本でも、発達障がいの診断に広く使われるようになっていきます。

自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害の特性

主な特徴は次の3つです。

①相互的な対人関係の困難さ

相手の気持ちを理解したり、相手の立場に立って物ごとを考えたりすることが苦手で、周囲の人と共感的な関係を築くことが難しいです。また、初対面の人と親しい人とを区別したかわりが苦手で、社会的な距離感が上手にとりにくい傾向があります。

②コミュニケーション能力の遅れやかたより

他人に意思を伝えること・理解することが苦手です。やりとりが一方通行になったり、たとえ話（比喩）を理解できず、そのまま受け取ってしまったりして、困ってしまうことがあります。

③反復的で常同的な行動、興味、活動

変化に対応することが苦手です。同じ行動パターンや興味にこだわったり、場所、時間や道順を変更できないことや、ルール違反を極端に嫌ったりすることがあります。変化に対応できない時は混乱してしまって、パニックを起こしてしまうことがあります。

学習障害（LD）の特性

全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難があります。

主な例が次の3つです。

①音と文字の繋がりを理解することや文字の視覚認知に障がいがあり、読むのが極端に苦手です。

②視覚認知に障がいがあり、書くことが極端に苦手です。

③数字の認識や算数の基本となる概念を理解すること等が困難であるため、計算を行ったりすること等が極端に苦手です。

注意欠陥・多動性障害（ADHD）の特性

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び多動性、衝動性を特徴とする障がいです。
次の3つの症状が通常7歳以前に現れます。

- ①うっかりして同じ間違いを繰り返してしまうことがあります。（注意力散漫）
- ②おしゃべりが止まらなかったり、待つことが苦手でうろうろしてしまったりすることがあります。（多動性）
- ③約束や決まり事を守れないことや、だしぬけに行動してしまうことがよくあります。（衝動性）

※養育環境ではなく、脳の機能障がいによってこれらの特性が見られるのが発達障がいです。
※どんな能力に障がいがあるか、どの程度なのかは人によって様々です。

（2）発達障害者支援法について

発達障害者支援法が平成17年に施行されてから、発達障がい者に対する支援は着実に進展し、発達障がいに対する国民の理解も広がってきましたが、近年は乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められてきました。

こうした状況から、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、平成28年8月に発達障害者支援法の一部が改正されました。

【一部改正の主な概要】

- ・社会的障壁の除去を規定
- ・国、都道府県は就労の定着を支援
- ・教育現場で支援・指導計画の作成を推進
- ・刑事裁判など特性に応じた配慮を規定

切れ目のない支援と、共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

(3) 早期発見・早期の発達支援に関すること

市町村の実施する乳幼児健康診断（1歳6ヶ月児健康診断、3歳児健康診断、5歳児健康診断（発達相談））では、早期の発達支援についての保健指導にも取り組まれています。

発達障がいの診断の確定は子どもの発達状況を踏まえながらになりますので、早期の診断の確定は難しい面もあります。いずれにしても、診断の有無にかかわらず、発達状況を踏まえながら次のような早期の発達支援を行っています。

- ・保健師による相談指導
- ・福祉保健専門機関・医療機関との連携

【窓口】 市町村母子保健担当課

(4) サービス・制度等

発達障がい児者の各種サービス利用

発達障がい児者の各種サービス利用の取り扱いについては、国から以下の見解が示されています。

- ・知的障がいのない発達障がいについては、精神障害福祉手帳の交付の対象となり、児童福祉法及び障害者総合支援法の各種サービスを利用することができます。
- ・知的障がいのある発達障がいについては、これまでどおり療育手帳の交付の対象となり、児童福祉法及び障害者総合支援法の各種サービスを利用することができます。

また、手帳がなくても市町村が認めれば児童福祉法及び障害者総合支援法のサービスを利用することができます。

受診サポート手帳

他者とのコミュニケーションを取ることが困難な障がいのある方が、医療機関において円滑に診療を受けることができるよう、医療機関に健康状態や特性を伝えるための手帳です。

【配布場所】 市町村福祉担当課、県各総合事務所福祉保健局、児童相談所、総合療育センター、療育園、皆成学園、精神保健福祉センター、とっとり大学いがくぶふぞくびょういん とう 鳥取大学医学部附属病院 等

※127ページをご覧ください。